（野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令の一部改正）

第五十条　野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令（平成七年農林水産省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

野菜栽培用の豆の証明書交付申請書

農林水産大臣　　殿

年　　月　　日

申請者　住所
氏名又は名称及び
代表者氏名

輸入者　住所
氏名又は名称及び
代表者氏名

下記の豆は，野菜栽培用に供するものであるので，関税定率法施行令第６７条第２項の証明書の交付を受けたく，野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令第１条の規定に基づき申請します。

なお，この申請は，真実に相違なく，下記の豆は野菜栽培用以外の用途には使用いたしません。

記

関税率表の番号等	種類	品種名	数量	単価	金額	原産地
						船積地域及び船積港
備考						

荷送人	住所	
	氏名	
売渡先	住所	
	氏名	

証　明　書

第　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　印

上記申請に係る豆は，野菜栽培用のものであることを証明する。